



大番頭 船えもん

みんなで市内各地域の

商店街を盛り上げよう!!

参加店舗
募集!

～商店街消費活性化支援事業補助金～

商店会(※)などが独自に実施する消費活性化事業の経費を補助します!!

(※)地域に商店会がない場合は、近隣複数店舗で構成した団体も参加できます。詳しくは、船橋市商工振興課 (047-436-2472) までお問い合わせください。

令和8年度

補助率
10/10

+

補助対象
クーポン分原資
手数料、広告費

+

補助上限
最大50万円

条件により異なります。

モデル事業

詳しくはこちら!



◆ プレミアム付き商品券発行事業

【例】商店会各店で使用できる1,300円分商品券を1,000円で販売

◆ クーポン券発行事業

【例】商店会各店で買い物すると次回以降に使用できる買い物金額20%分のクーポン券を発行

◆ キャッシュレス決済キャンペーン事業

【例】二次元コード決済により商店会各店で買い物すると30%分のポイント還元

※令和9年2月15日(月)までに行う事業に限る

申し込み期限10/31(土)まで!

クーポン券・プレミアム付き商品券発行事業



商店会にて以下のような業務を行うことになり
ます。

- ・クーポン券、商品券の用意
- ・参加店舗への換金処理
- ・商品券の利用状況などの把握

紙によるクーポン券発行事業やプレミアム付き商品券発行事業を行う場合、極力市内に事業所を有する業者の活用を検討するとともに、商店会の会員や参加店舗以外の業者へ運営事務（商品券の販売代行やコールセンター等）を委託する場合は、2社以上の見積もりを取った上で申し込みを行ってください。

キャッシュレス決済キャンペーン事業

必ずキャッシュレス決済事業者と相談の上、企画立案してください。

事業者によって、還元手法や費用などの実施条件が異なります。

～補助上限について～

①地域内で還元

できる場合

補助補助上限が

**1店舗あたり30万円に
10万円の上乗せ**

②近隣商店会と合同

で実施する場合

補助補助上限が

**1店舗あたり30万円に
10万円の上乗せ**

★★上記①②を両方★★

満たす場合

補助補助上限が

**1店舗あたり30万円に
20万円の上乗せ**



補助金交付までの流れ

事業終了後速やかに
最終提出期限は
令和9年3月1日(月)まで！！



令和8年10月31日(土)
までに申し込み

令和9年2月15日(月)
までに事業終了

**補助金の詳細は、右の二次元コード・URLにアクセスするか、
以下お問合せ先までご連絡ください。**

問合せ先：船橋市商工振興課

TEL：047-436-2472

Email：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp



<https://www.city.funabashi.lg.jp/jiyou/shoukou/006/p117184.html>